

之亦極力研究して有效なる治療方法を發見せざる可からず。

幸にして近時精神醫學の進歩は相當目覺しく、マラリヤ發熱療法、インシュリン衝擊療法、カルヂアゾール癲癇療法等相踵いで見出され、精神異常も亦治療すべき疾患なりと稱し得る域に進まんとしつゝあるも尙極めて不充分なるは最も遺憾とする所なり。而かも之が保護施設は極めて不足せるに加へて、今日尙單なる收容所の内容を持続し未だ治療病院の實を備へざるものが殆んど全部を占むとも見るべき現狀なり。依つて一方新治療法を研究すると共に、一方各種精神異常者につき早期に及ぶ限りの治療を施して多數の病者を全治せしめるやう所謂治療保護組織の改善につき研究調査をなさんとするものなり。

(4) 犯罪者。犯罪者にして社會に出れば忽ち同様の犯罪を繰り返すもの、或は常人にては到底考へ及ばざる兇惡慘忍なる肉親殺傷その他の犯罪を行ふもの又は理由不明なる犯罪を思慮分別なく實行するもの等所謂犯罪者中に精神缺陷ありと思はるゝ者の多數に存在する事實は既に一般社會の常識となりつゝあり。依つて犯罪者、反社會者につきて精神鑑定を行ひ、犯罪者中の精神缺陷者の數を知り、更に進んで犯罪關係の遺傳學的調査を行ひ、果して犯罪に遺傳的事實ありや、或は犯罪そのものは遺傳せずして其の根柢にある精神異常が遺傳するものなりや、又は生來性犯罪者として宿命的に犯罪者たるべき存在を承認すべきものなりや、性質犯罪その他特殊犯罪は遺傳するものなりや等、各般の重要な問題につき明瞭なる結論に達せんとす。

其の目的を以て特殊の犯罪者につき其の遺傳家系圖を調査作成し、是を蒐集整理保存して調査の基本的資料たらしめんとす。

(五) 記録保存

民族優先の研究は前述の如く基礎遺傳、民族遺傳構成、民族生物學、精神衛生等に區分されるも、其の孰れも多數の遺傳家系記録、双胎人記録等を蒐集整理保存し年々追加して集積せる基本的資料を基礎とせざるものなし。即ち本研究部は同時に日本民族の遺傳記録局たらざる可からず。

元來個々の遺傳家系圖も双胎人記録も動的のものにして常に變化に基いて之を修正附加して初めて價值ありといふ可く、斯くして日本民族に於ける優良者、正常者、疾病者、犯罪者、混血家系等極めて多數の家系圖を蒐集せんとするものなり。

昭和十五年度研究事項

なほ厚生科學研究所民族優生部が特に本年度に於て行ふ研究事項は次の如くである。

病的遺傳調査	二〇〇家系
優良遺傳調査	五〇家系
精神健康度調査	五部落
双胎人調査	五〇組
犯罪者調査	五〇人
遺傳病豫防治療調査	五〇家系
混血調査	八〇家系
民族毒	五〇家系

國民優生法に關する專門委員會に於ける優生手術の適用に關する内規の決定

昨昭和十五年第七十五回帝國議會の協贊を經たる國民優生法は近く其の實施を見る筈であるが、特に優生手術の適用に關する内規については國民體力審議會の國民優生に關する專門委員會に於いて審議中であつたが、昭和十五年十二月十四日の委員會に於てその決定を見るに到つた。決定を見たる内規竝に專門委員會委員名を掲ぐれば以下の如くである。

國民優生法施行及酒精中毒に關する專門委員會委員氏名

東京帝國大學名譽教授	三宅 鏞一
東京帝國大學教授	内村 祐之
慶應義塾大學教授	植松 七九郎
東京帝國大學教授	福田 邦三
同	大槻 菊夫
同	中泉 正徳
同	小野 清一郎
同	田宮 猛雄
厚生科學研究所教授	川上 理一
東京帝國大學講師	吉益 修夫
陸軍軍醫大佐	渡邊 甲一
海軍軍醫大佐	大須賀 都美次
司法省刑事局第五課長	清原 邦一
全生病院長	林 芳信

慶應義塾大學教授

安藤 畫 一

內務省警務課長

今 井 久

控訴院檢事長

松 阪 廣 政

農事試験所技師

寺 尾 博

優生手術の適用に關する内規

一、國民優生法第三條第一項各號の遺傳性疾患は左の條件を具備することを要す。

(一) 遺傳性精神病に在りては精神病にして遺傳性と認められ且治療困難なるか又は再發する等其の經過不良なること。

(二) 遺傳性精神薄弱に在りては精神薄弱にして遺傳性と認めらるること、但し比較的輕度なるものに在りては反社會性を有すること。

(三) 強度且惡質なる遺傳性病的性格に在りては病的性格にして遺傳性と認められ、其の症狀強度にして且反社會性を有すること。

(四) 強度且惡質なる遺傳性身體疾患に在りては身體疾患にして遺傳性と認められ其の症狀強度にして且社會不適應性を有すること。

(五) 強度なる遺傳性畸形に在りては畸形にして遺傳性と認められ其の症狀強度にして且治療困難なること。

二、國民優生法第三條第一項の「其の子又は孫醫學的經驗上同一の疾患に罹る處特に著しきとき」とは本人の疾患が醫學上遺傳に基くこと確實なりとせらるる場合にして原則として本人以外に四親等以内の血族中に一人以上の同一罹病者を有し又は有したることを要す。

三、國民優生法第三條第二項の場合に於て各自が四親

等以内の血族中に有し又は有したる遺傳性疾患患者の數は各一人を以て足る。

國民優生法第三條第二項の「將來出生すべき子醫學的經驗上同一の疾患に罹る處特に著しきとき」とは各自が有する遺傳性疾患の素質の遺傳に因り其の子が同一の疾患に罹る處特に大なる場合を謂ふ。

四、國民優生法第三條第三項の「將來出生すべき子醫學的經驗上同一の疾患に罹る處特に著しきとき」とは罹病せる子の疾患が醫學上遺傳に基くこと確實なりとせらるる場合にして原則として本人又は其の配偶者の四親等以内の血族中に一人以上の同一罹病者を有し又は有したることを要す。

五、國民優生法第六條の「本人の疾患著しく惡質なるとき」とは一の條件の他に、更に左記條件を具備する場合を謂ふ。

(一) 遺傳性精神病に在りては其の症狀著しく強度なるとき。

(二) 遺傳性精神薄弱に在りてはその高度(白痴、重症痴愚)なるとき又は著しく反社會性を有するとき。

(三) 遺傳性病的性格に在りては著しく反社會性を有するとき。

(四) 遺傳性身體疾患に在りては其の症狀著しく強度なるとき。

(五) 遺傳性畸形に在りては其の症狀著しく強度なるとき。

六、國民優生法第三條に謂ふ同一の疾患とは現象型の如何を問はずその疾患と同一遺傳圈内に在りと認められるものを謂ふ。

國民優生法該當疾患例

其の症狀に因り國民優生法第四條(任意申請)又は第五條(同意申請)に依り優生手術を受くることを得る疾患例左の如し。

同法第六條に依り強制申請を爲すことを得る疾患例は×印を附したるものとす。

一、遺傳性精神病

×精神分裂病

×躁鬱病

×真正癲癇

二、遺傳性精神薄弱

×精神薄弱(白痴、痴愚、魯鈍)

三、遺傳性病的性格

×分裂病質

×循環病質

×癲癇病質

四、遺傳性身體疾患

×遺傳性進行性舞蹈病

×遺傳性脊髓性運動失調症

×遺傳性小腦性運動失調症

×筋萎縮性側索硬化症

×脊髓性進行性筋萎縮症

×神經性進行性筋萎縮症

×進行性筋性筋榮養障礙症

×筋緊張病

×筋痙攣性癲癇

×遺傳性震顫症

×家族性小兒四肢麻痺

痙攣性脊髄麻痺
強直性筋萎縮症

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障礙

多發性軟骨性外骨腫

白 兒

魚 鱗 癬

×多發性軟性神經纖維腫

×關節性硬化症

×色素性乾皮症

先天性表皮水泡症

先天性ポルフィリン尿症

先天性手掌足蹠角化症

遺傳性視神經萎縮

網膜色素變性

黃斑部變性

×網 膜 膠 腫

先天性白內障

全 色 盲

牛 眼

×黒内障性白痴

先天性眼球震盪

青色 鞏 膜

先 天 性 聾

遺 傳 性 難 聽

血 友 病

五、遺傳性畸形

裂 手、裂 足

指趾部分的肥大症

葉 報

顔 面 披 裂

先天性無眼球症

囊性脊髄披裂

先天性骨缺損症

先天性四肢缺損症

×小 頭 症

優生手術々式其他

一、生殖を不能ならしむる外科的手術の標準術式は左

の如くすること。

(一) 男子術式

イ、精管切除結紮法

精管を剝離露出し其の約二種以上を切除し各

斷端を結紮す。

ロ、精管切離變位法

精管を剝離露出し、これを切離結紮して、其

の斷端を變位固定す。

(二) 女子術式

イ、卵管壓挫結紮法

卵管を凡そ中央部に於て係蹄となし、其の兩

脚を壓挫鉗子を以て壓挫し其の部に結紮を施

す。

ロ、卵管間質部楔狀切除法

卵管峽を結紮切斷したる後、子宮角に楔狀切

開を施して間質部を除去し、原則として殘存の

卵管斷端を廣韌帶内に埋没す。

ハ、卵管全剔除去

子宮角に近接する部位に於て卵管を結紮し、

其の外方を全剔除し、殘存の卵管斷端を原則と

して腹膜にて被覆す。

以上の手術に於ては結紮絲は非吸収性のものを
使用すること。

二、手術の實施は優生手術に必要な學識經驗ある醫
師を以てすること。

三、手術を施行する場所は開腹手術を施行するに足る
設備及び收容設備を有する診療所とすること。

四、必要ありと認むる場合は手術の前後に於て生殖能
力の有無を檢査すること。

五、醫師手術實施に當り、生殖不能にして手術不要と
認むる場合又は手術禁忌其他手術不可能と認むる場
合は手術の實施を中止し其の旨を地方長官に報告す
ること。

六、妊娠及産褥の期間は手術の實施を原則として避く
ること。

農林省農林計畫委員會經濟更生部會

の安定農家適正規模調査に關する答

申

農林省農林計畫委員會經濟更生部會に就ては農林大
臣諮問安定農家適正規模調査の實施方針に關する件に
つき特別委員會を開き審議を重ねてゐたが昨昭和十五
年十二月十九日答申案の決定をみるに至つた。諮問及
び決定をみたる答申を掲ぐれば次の如くである。

諮 問

安定農家適正規模調査ノ實施方針ニ關スル件

(説明)

地方ノ實情ニ即シ農業ノ生産性高キ安定農家ノ適正ナ